

業種別リスクマネジメントの一考察

保険会社のリスクマネジメント

小 川 浩 昭

目 次

1. 問題意識
2. 保険会社のリスクマネジメントの特徴
3. 保険規制の動向
4. 保険検査マニュアルの位置づけ
5. 保険検査マニュアルの内容
6. 保険事業の業種別リスクマネジメント

1. 問題意識

リスクマネジメントは、抽象的に言えば、経済主体によるリスクへの計画的な対応となろう。しかも、この場合、経済主体として考えられるのは、家計に比べてはるかに合理的、計画的、組織的行動を求められる企業であろうから、通常何の断りもなくリスクマネジメントといわれる場合、企業のリスクマネジメントを指すのだろう。いずれにしても、企業のリスクマネジメントとして、リスクマネジメントは生成・発展してきた。

改めて企業リスクマネジメントとしてリスクマネジメントを捉えると、「企業」という抽象的な次元でのリスクマネジメント、抽象的な「企業」という概念を何らかの基準で分類し、「企業」という抽象的次元よりも具体的な、例えば「業種」という基準で企業を分類した業種別リスクマネジメントのような次元のリスクマネジメントが考えられ、そして、最終的には「個々の企業」という次元の個々・具体的なリスクマネジメントが考え

られる。

こうしたいくつかの次元との関係でリスクマネジメント論という学問の意義を考えると、それは、直接的、最終的には、個々の企業のリスクマネジメントの活用へと結びつき、企業経営にプラスの効果を発揮することである。ただし、直接的、最終的な意義が個々の企業の次元であっても、特定の個性を持った個々の企業に、企業一般という抽象的な次元での考察を応用するという点で抽象的次元の考察が役に立つであろうし、その個性の把握に、業種の視点、その特定業種の中でも個社としての特徴がどこにあるのかを考慮することで、業種という次元の考察が役に立つのであろうから、企業一般という抽象的次元、業種といったそれよりも抽象度の低い次元の考察は有用である。また、実際に学問としてのリスクマネジメント論は、個々具体的なリスクマネジメントの動きを現象として分析しながら、企業一般のリスクマネジメントへと理論化することで発展した。これは、分析対象である現象から規則性、法則性を導き出すのが学問、科学の使命であることからすれば、当然のことである。

このように考えると、企業リスクマネジメントは、企業一般のリスクマネジメント、業種別リスクマネジメント、個社のリスクマネジメントの3次元で把握することもできる。個社の次元は、研究という点でいえば、ケース・スタディとなろう。問題は業種別リスクマネジメントであり、これまであまりこの次元での研究がなされなかったのではないか¹⁾。これは、業種という次元のリスクマネジメント理論が、重要ではないことを意味するのかもしれない。理論的には、企業一般と個社の間の抽象度の次元である「業種」という次元を考えることができて、リスクマネジメント論としてはその次元での考察が不要であったのかもしれないからである。もちろん、これは一律に指摘できることではなく、銀行等金融機関の場合は、規制との関係もあり、かなり以前からリスクマネジメントが重視され、業種

1) 業種をテーマとしたリスクマネジメントの文献はほとんど見当たらない。松本監修 [2014] は『業種別リスクマネジメント』というタイトルであるが、中身は業種ごとに保険の活用の仕方を見たものである。

別リスクマネジメントの一種といえる銀行のリスクマネジメントの考察は活発になされていた。また、リスクマネジメントの発展、特にリスクの計量化は、銀行の財務リスクマネジメントによって発展した側面がある。

したがって、特定の業種ではリスクマネジメントが従来から重視されるものの、リスクマネジメントの考察において、「業種」という切り口自体が重視されていないということは興味深く、この切り口のリスクマネジメント論に研究の余地はないのだろうか。こうした問題意識を持ちつつ、本稿ではリスクマネジメント業を本業とする、その意味で特異な、そして、業種としても銀行と並んでリスクマネジメントが重視される保険事業のリスクマネジメントについて、「保険会社のリスクマネジメント」として考察し、わが国保険事業にとっての業種別リスクマネジメントの位置づけ、内容を明らかにする。

2. 保険会社のリスクマネジメントの特徴

保険会社など金融機関という範疇で考えると、業務遂行上のリスクの多くは財務的なものなので定量評価の果たす役割が大きく、また、その手法も相当程度確立されているのに対して、その他の一般事業会社ではリスクの種類が多岐にわたり、定量評価の占める割合は概して大きくない（林ほか編[2010]p.2）。

また、本来企業は参入する事業分野の事業リスクをとって資本を投下し、その成功報酬として利益を手にするのであるから、事業リスクは取るべきものにしてヘッジすべきものではない。しかし、事業を行うにおいて企業は、自然災害等の純粹リスク、為替相場等の投機的リスク、これらのさまざまなリスクに業務遂行上取り囲まれているため、その対応としてリスクマネジメントが求められ、事業リスクではないこれらの事業外リスクについては、100%リスクを移転するということも選択肢の一つになりうる。このように考えると、事業リスク＝ヘッジなし＝リスクマネジメントなし、事業外リスク＝ヘッジあり＝リスクマネジメントありと整理できそうであるが、これは単純化を通り越した誤った捉え方である。

今日、企業目的は企業価値の最大化にあるとされる。言うまでもなく、事業リスクをとって資本を投下し、利益を上げることで企業価値は高まる。これは資本投下＝リスク・テイクの関係を意味するが、ヘッジが完全に否定されるわけではない。100%ヘッジがリスク・テイクをゼロにすることで資本投下を無意味にするという点が重要である。むしろ、企業価値最大化のためには、単に利益が大きければよいのではなく、利益が長期にわたって安定的に獲得できることが重要である。そのためには、大きな損害をもたらすようなリスクが顕在化しないように管理すること、または、顕在化しても対応できるようにリスクをヘッジすることである。リスクが高度化・複雑化した現在では、特にこの点が重要であり、ISO (International Organization for Standardization、国際標準化機構) がリスクマネジメントの国際規格 (ISO31000:2009) を策定し、法的規制 (たとえば、わが国の会社法) でリスクマネジメントが求められる時代になってきた。

企業価値を決定づけるさまざまな要素のうち、リターン、リスクで示される効率性が重要となってきた。この効率性の達成こそ、リスクマネジメントの目的である。効率性は、リターン、リスクが定量化されれば数字として明確に把握できるが、定量不可能なリスクも含めて、企業を取り巻くリスクの管理が求められる。すなわち、総合的・統一的・全社的なリスクマネジメントが求められる。ここに「総合的」とは従来の保険を使った純粹リスクのマネジメントだけではなく、投機的リスクも含めて全てのリスクを包括的に対象としたマネジメントをすること、「統一的」²⁾とは性質の異なるリスクを同一次元で合わせて把握すること、「全社的」とはリスクマネジメントを特定のリスクマネジメント専門部署が行うのではなく、トップマネジメントから末端の社員まで全社一丸となって行うことを意味する。本稿では、今日求められる総合的・統一的・全社的リスクマネジメントをERM (Enterprise Risk Management) とする。

2) 統合リスクマネジメント (Integrated Risk Management) の先駆的業績 Doherty[2000]では、保険と金融両方の手法を活用して包括的に行うリスクマネジメントを統合リスクマネジメントあるいはERMとする (Doherty[2000]p.3、森＝米山監訳 [2012]p.3)。本稿では、ERMを統合リスクマネジメントをも含む広い概念として捉える。

ERMが求められるのは、保険事業も同じである。しかし、保険は公共性を持つことから、規制が重視される。保険法で考えると、多くの国で保険監督法と保険契約法がみられ、わが国では保険監督法としての保険業法、保険契約法としての保険法がとられている。1990年代以降のグローバリゼーションは金融自由化を中核とするため、金融機関の一つである保険会社に対する規制も緩和される方向にあるが、他方グローバリゼーションは世界標準化を進め、規制についてもグローバル・スタンダードとして形成されつつある。もともと保険の公共性から多くの国で規制が厳しく、保険行政として実質的監督主義を取る国が多かったが、国際標準化の動きは、規制を緩和しながら共通のルールにしようという動きである。わが国保険行政もこの流れに包摂され、非常に行政が力を持った護送船団体制・護送船団行政から自由化行政へと移行している。それは、保険会社を潰さない、そのことで究極的に保険契約者を保護する保険行政から、保険会社を潰さないこと自体を目的とはせず、経営の安全性に配慮しつつ適切な競争を促すためのリスクマネジメントを保険会社に要請し、潰れる保険会社が発生する場合でも、保険契約者の利益ができるだけ損なわれないように、経営の危険を事前に知らせるシステム（早期警戒制度）と事後的な保護策（契約者保護制度）を組み合わせた体制が取られている。この体制自体、そして、リスクマネジメントなども、特殊日本的な配慮のもとに形成されたのではなく、グローバリゼーションの流れに包摂されつつ、大きな国際潮流に乗り形成されている点に注意をしなければならない。こうして、保険行政の影響を受ける保険経営には、保険会社に対する国際標準としてのリスクマネジメントが国内規制として求められる。この規制としてのリスクマネジメントこそ、保険事業という業種別のリスクマネジメントといえよう。

金融業、保険業には規制からリスクマネジメントが求められるといえ、それは業種別リスクマネジメントを意味しよう。すなわち、保険会社にとって規制対応が、業種別リスクマネジメントを意味することとなる。具体的な保険会社各社のリスクマネジメントは、言うまでもなく、各社の判断による個性を持った経営の一つとしてのリスクマネジメントとして展開

される。すなわち、規制対応としての業種別リスクマネジメントは前提であり、業界標準として充足されなければならない、その前提の上に個性の発揮として企業価値最大化のための個別のリスクマネジメントが展開される。もちろん、その個性の発揮は、規制の強弱に規定される。規制の強弱に影響を受けるものの、個社の独自のリスクマネジメントが消極的なものと位置づけられるならば、その保険会社のリスクマネジメントは規制対応の業種別リスクマネジメントに留まることを意味する。しかし、リスクマネジメントを企業価値最大化に向けた経営戦略の一つと積極的に位置づけるならば、規制対応をはるかに超える、個性ある積極的なリスクマネジメントが展開されることとなる。ここに保険会社におけるリスクマネジメントは、規制対応という観点からは標準という共通性に応えるリスクマネジメントを基本・ミニマムとし、これに沿って企業価値最大化のための各社の判断で個性を持った積極的なリスクマネジメントが個別具体的に展開されることとなる。

グローバリゼーションはあらゆる分野にグローバル・スタンダードを求め、それが標準化の動きとして生じる。リスクマネジメントが重要となってきたことから、リスクマネジメントにおいても標準化が進んでいる。これは、企業一般の次元におけるリスクマネジメントであり、さらに保険事業には事業に対して、規制の標準化としてリスクマネジメントの標準化が進んでいる。これは、保険会社にとっての業種別リスクマネジメントである。こうして、保険会社は企業一般のリスクマネジメントを大前提としながら、業種別リスクマネジメントを基本とした、個別のリスクマネジメントを展開する。

3. 保険規制の動向

業種別リスクマネジメントを形作る保険規制は、どのように展開したのであろうか。保険規制は金融規制の一部として、先行する銀行の規制の影響を受けながら、形成されてきた。1970年代に規制色の強い国際金融の枠組みであるブレトンウッズ体制が崩壊すると、金融自由化が米国主導で進

展する。金融自由化の過程は、金融危機を繰り返す過程でもあったが、金融危機で金融自由化の傾向が逆転することはなかった。しかし、2008年リーマン・ショックはこの傾向を少なくとも止めた。現在の保険会社のリスクマネジメントをみるための保険規制の動向では、ブレトンウッズ体制崩壊後の時期を対象にすればよいと考えるが、その時期において2008年リーマン・ショックは節目であると思われる。そこで、保険規制の動向について、リーマン・ショック前、リーマン・ショック後に時期区分して考察する。

1970年代以降の金融自由化において、自由化に対応した規制とも言うべき動きにして注目すべき動きが、国際的な銀行に対する自己資本比率規制である1988年のバーゼル合意（バーゼル I）である。これが今日に連なる金融に関する規制のグローバル・スタンダードの起点といえよう。バーゼル I を公表したBCBS（Basel Committee on Banking Supervision、バーゼル銀行監督委員会）はBIS（Bank for International Settlements、国際決済銀行）にあり、中央銀行の協力のもととして世界各国の適切な銀行監督を目指す委員会である。保険については、BCBSに相当する組織として、1994年にIAIS（International Association of Insurance Supervisors、保険監督者国際機構）が設立された。また、それより前の1992年に米国で1970、1980年代の企業不祥事に対する教訓から内部統制を求めるCOSO（Committee of Sponsoring Organizations of the Treadway Commission、トレッドウェイ委員会支援組織委員会）レポート（COSO[1992]）が出され、「内部統制」がグローバル・スタンダード化する。しかし、2001年にエンロン（Enron）、ワールドコム（Worldcom）の企業不祥事が生じ、2002年にSOX法（Public Company Accounting Reform and Investor Protection Act of 2002、または、Sarbanes-Oxley Act of 2002）が制定され、2004年にその実施基準ともされるCOSO・ERM（COSO[2004]）が公表される。1990年代は、自由化のもとに発生する問題を乗り越えるために、自由化と総合的な規制、行動原理が、リスクマネジメント、内部統制の他に、コーポレート・ガバナンス、コンプライアンス、CSR（corporate social responsibility）として求められ、さ

らに21世紀になると、それらにBCP (Business Continuity Planning) が追加されるが、これら相互に関連する密接な用語において、内部統制を重視したCOSOがその発展形としてリスクマネジメント重視となったことに象徴されるように、リスクマネジメントがこれらの用語の土台のような用語となってきた (小川[2014])。

また、バーゼル合意は、ラテンアメリカの不良債権による米国中心の金融危機を背景に信用リスクへの対応を主眼としたバーゼル I から、1990年代のデリバティブ取引の急拡大とその運用失敗による巨額損失事件が続出したことを背景に1996年市場リスク規制を追加した。さらに1990年代の一層の金融自由化のもとで金融コングロマリット化、金融業務の多様化が進んだため、金融実務と規制との間の乖離が大きくなり、信用リスク管理の高度化とオペレーショナル・リスクを規制の対象に含むバーゼル II が2004年に公表され、段階適用されることとなった (みずほ証券バーゼル III 研究会編[2012]pp.1-3)。こうして自由化と統合的なERMへと集約される流れが形成された。

この間、1980年代のわが国は経済的に世界の頂点を極めるかのような勢いであったが、それがバブルに過ぎず、バブルが弾けると失われた20年に陥る。金融、保険では、戦後長らく続いた護送船団体制・行政が自由化によって崩壊した。保険市場は自由化され、保険会社に対する規制もグローバル・スタンダードに従う傾向が強くなった。自由化と統合的な変化である。

しかし、2008年のリーマン・ショックは「100年に1度の危機」、「未曾有の危機」と言われたように、金融自由化のもとでバブルリレーと呼ばれるようなバブルの生成・崩壊で繰り返された金融危機とは異なるとされ、金融自由化そのものに対する見直しがなされることとなった。この動きも一時的な反動とする見方もあるが、規制面でバーゼル II が不十分であることが明らかにされたことは否定できない。特に、バーゼル II の適用から逃れるために、いわゆるシャドーバンキングが拡大し、銀行以外の証券、保険、ファンド等を含めて同時多発的に世界規模で発生した金融危機という

のがリーマン・ショックの特徴であることから、バーゼルⅡの見直しは、規制強化の方向で、銀行外の業態にも適用されることが指向されることとなる（同pp.3-4）。かくして、2009年に公表された金融危機への応急的な対応としてのバーゼル2.5を経て、2010年にバーゼルⅢが公表された。

未曾有の金融危機は新興国を台頭させ、国際経済論議の枠組みがG7からG20に移行したことが重要である。バーゼルⅢへ連なる国際金融資本市場改革の方向性はG7の金融当局がメンバーであるFSF（Financial Stability Forum、金融安定化フォーラム）の提言に基づくとはいえ、G20金融サミットで国際合意として明確化されている。今次金融危機が流動性危機を発生させたこと、改めてTBTF（Too Big to Fail、大きすぎてつぶせない）問題を浮き彫りにしたことから、改革の方向性として質の高い資本・流動性基準の構築、プロシリカリティの抑制、SIFIs（Systemically Important Financial Institutions、システム上重要な金融機関）の破綻処理への対応、マクロの視点重視があげられる（同pp.111-112）。2009年3月のG20では、金融監督者は金融システムの安定を業務に含めるべき、国際規制基準設定機関はマクロ監督手法を策定するべき、金融システムにとって重要な金融機関は適切に規制すべき、と勧告された。G20があくまで政治的な組織であることを考えると、一連の変化は政治主導で決定されるようになったことを意味する。

金融危機によって、国際標準決定やその枠組みが、BCBS、IOSCO（International Organization of Securities Commissions、証券監督者国際機構）、IAISが独立してそれぞれ決定するものから、2009年にG20での政治的決定をこれら3つの機関を束ねるためにFSFを拡充したFSB（Financial Stability Board、金融安定理事会）で主体的に検討することとなった。金融危機前から、銀行の規制改革に先導される国際金融規制改革の動向が、国際的な保険規制の動向に大きな影響を与えていたが、直接的な関わりを持つように枠組みが変更された（三輪＝竹内[2014]p.5）。こうした一連の規制改革の動向を踏まえながら、保険規制の動向を考える必要がある。IAISの設立経緯から遡って、保険規制の動向を考えよう。

グローバリゼーションは地球一体化とでも言うべき現象であり、国境といった境をなくしてしまう現象と言えるが、グローバリゼーションを推し進めたエンジンの一つでもある金融においては、金融機関が国境を越え、銀行、証券、保険といった金融分野の境界をも同時に超えて、世界的規模の金融コングロマリット形成が見られた。こうなると、従来の国別、金融分野別規制、監督体制では不十分となり、規制に関する国際標準、国際標準に則った監督システムの構築が求められる。金融コングロマリットを射程に入れた国際標準の制定と監督が求められるわけである。金融制度の国際標準を設定するためには、その主体になりうる国際機関が必要であるが、銀行、証券にはBCBS、IOSCOといった組織があるのに対して、驚くべきことに、保険にはなかった。そこで、1980年代よりNAIC（National Association of Insurance Commissioners、全米保険監督官協会）の夏季会議に合わせて保険監督者が意見交換を行っていた場を基盤として、1992年に国際保険監督者組織設立が決定し、1993年に規約が採択、1994年にIAISが設立され、第1回IAIS総会が開催された³⁾。当初はNAICが事務局を兼務したが、1998年にBIS内に常設の事務局が設置された。また、開始時は保険監督者間の意見交換が中心であったが、1996年規約改正により国際保険監督基準制定機関としての活動を行うようになった。同年には銀行、証券、保険、業態ごとの国際機関、BCBS、IOSCO、IAISが協力して共同活動を行うジョイント・フォーラムも設置された。さらに、これら3機関にCGFS（Committee on the Global Financial System、グローバル金融システム委員会）を加えて情報開示強化のために共同のワーキンググループとしてMWG（Multidisciplinary Working Group on Enhanced Disclosure、情報開示強化のための共同ワーキンググループ）が設置された。ここには、金融機関自身による内部管理、市場規律による監視、それを補強する規制・監督という構図が意図されている（小林ほか[2001]p.23）。

また、1999年のアジア通貨危機により、G7で決議書に合意した。その

3) IAIS 設立の経緯については、河合 [2000、2011、2012a、2012b]、大久保 [2005]、来住 [2008] を参照されたい。

決議書を実行するためにFSFが結成され、健全な金融システムを維持するために国際標準の策定に必要な保険を含む12項目が挙げられ、保険に関する国際標準設定主体としてIAISが指定された。各国の国際標準の遵守を評価するFSAP（Financial Sector Assessment Program、金融セクター評価プログラム）が開始され、ガイドラインに過ぎなかった1997年完成の保険監督原則を原型にICPs（Insurance Core Principles、保険基本原則）が2000年に採択された。2003年に大幅改定され、「保険基本原則および方法論」が採択された。2004年には各加盟国がICPs保険基本原則を遵守しているか否かをチェックする自己評価プログラムを実施した（大久保[2005]p.36）。IAISはジョイント・フォーラム、FSFでBCBSやIOSCOと連携するものの、2008年の金融危機で直接的な関わりを持つように変化した。また、この金融危機ではAIG（American International Group）が実質的に破綻したこともあり、保険、保険会社が危機の元の一つと認識された。

金融危機、その後の金融規制動向から、IAISは次の取り組みを行った（河合[2011]p.45）。

- (1) IAIGs（International Active Insurance Groups、国際的保険会社グループ）規制ルールの確立
- (2) 保険市場全体の動向の監視
- (3) 倒産時の処理方法に関する国際ルールの整備

G-SIIs（Global Systemically Important Insurers）とIAIGsを選定して、政策措置が取られることとなった。IAIGsを監督する枠組みがなかったので、2010年にComFrame（Common Framework for the Supervision of Internationally Active Insurance Groups）を策定し、2016年までにICS（Insurance Capital Standard、保険資本基準）を策定してComFrameに含め、2019年に導入する予定である。2011年には、ICPsの改訂版が採択され、ICP16でORSA（Own Risk and Solvency Assessment、リスクとソルベンシーの自己評価）の実施を求める保険会社、保険グループの統合リスクマネジメントの要件を規定した。

こうした国際潮流でわが国保険行政では護送船団行政が放棄され、自由

化行政へと移行し、金融機関自身による内部管理、市場規律による監視、それを補強する規制・監督という構図となる。すなわち、市場規律強化を重視する規制・監督として、リスクに応じた自己資本の充実、健全なリスク管理、情報開示の充実が目指されることとなる。2014年に金融庁は保険会社向けの総合的な監督指針を改正したが、上記動向が反映し、「Ⅱ－3統合的リスク管理態勢」が新設されたと思われる。そして、わが国では、直接的には、「保険検査マニュアル（保険会社に係る検査マニュアル）」（金融庁[2014]）（以下、「保険検査マニュアル」とする）により保険監督が行われる。

規制・監督の中心にリスクマネジメントが据えられ、ここに保険検査マニュアルを軸としたリスクマネジメントが業種別リスクマネジメントとして保険会社に求められ、金融機関自身による内部管理重視から、業種別リスクマネジメントに各社の個性が反映して、個別具体的なリスクマネジメントとして展開されることとなる。

4. 保険検査マニュアルの位置づけ

保険検査マニュアルの位置づけを確認しておこう。金融庁では2007年から金融行政の質的向上を目指して「ベター・レギュレーション」⁴⁾に取り組んでおり、その取り組みの中で「ルールベースの監督とプリンシプルベースの監督の最適な組み合わせ」という考え方を示し、プリンシプルベースの監督の基軸となるプリンシプルについて、保険会社を含む金融サービス提供者と共有できているとする（金融庁[2008a]p.1）。これが「金融サービス業におけるプリンシプルについて」（金融庁[2008a]）で示され、関係者との間で共有できたプリンシプルを「別紙1 金融サービス業におけるプリンシプル」（金融庁[2008b]）として明らかにしている⁵⁾。「プリンシプルとは、法令等個別ルールの基礎にあり、各金融機関等が業務を行う際、また当局が行政を行うにあたって、尊重すべき主要な行動規範・行動原則と

4) 金融庁 HP「金融規制の質的向上—ベターレギュレーション—」(<http://www.fsa.go.jp/policy/br-pillar4/index.html>)を参照されたい。

考えられる」（金融庁[2008a]p.1）とし、「金融サービスにおける自由な競争を妨げないような市場環境及び規制環境を整備することが可能となる」（同p.2）としていることから、護送船団行政とは対照的に、保険会社の自主性が尊重される。保険検査マニュアルは、こうした金融庁の取り組みの一環であるが、金融庁の姿勢に前述の国際潮流が反映しているといえる。

金融庁では、保険検査マニュアルは検査官の手引書であるが、保険会社の規模や特性を踏まえたマニュアルの適用を期待している、とする（金融庁[2014]p.2）。したがって、保険会社は保険検査マニュアルを意識してリスクマネジメントを行うこととなる。すなわち、保険検査マニュアルがわが国保険事業の業種別リスクマネジメントの役割を果たしている。その内容をみてみよう。

構成（目次）は図表1のとおりである。

図表1. 保険検査マニュアルの構成（目次・頁数）

はじめに	1
本マニュアルにより検査を行うに際しての留意事項	3
経営管理（ガバナンス）態勢—基本的要素—の確認検査用チェックリスト	7
法令等遵守態勢の確認検査用チェックリスト	23
保険募集管理態勢の確認検査用チェックリスト	41
顧客保護等管理態勢の確認検査用チェックリスト	65
統合的リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト	103
保険引受リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト	149
資産運用リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト	163
オペレーショナル・リスク等管理態勢の確認検査用チェックリスト	223
付属資料	
実地調査用チェックリスト	261
資産査定及び償却・引当の確認検査用チェックリスト	267

（出所）金融庁[2014]目次。

- 5) 「プリンシプルの性格上仮にその充足度が低く、実現への改善努力が十分でない場合であっても、法令上の根拠なしに行政処分が行われることはない」（金融庁 [2008a]p.2）とし、別紙2として「別紙2 金融上の行政処分について」も示される。したがって、プリンシプル関係として、「金融サービス業におけるプリンシプルについて」、別紙1、2が示される。詳細は、金融庁 HP 「『金融サービス業におけるプリンシプル』等の公表について」（<http://www.fsa.go.jp/news/19/20080418-2.html>）を参照されたい。

一瞥してわかるとおり、「リスク管理態勢」が4つも登場し、リスクマネジメントが中心を占めることが分かる。保険検査マニュアルの解釈及び運用は「金融検査に関する基本指針（金検第369号）」（2005年7月1日）に基づくとされ、ここでは「我々の役割は、金融機関のリスクを最小限にしてしまうことではない。検査等に求められるのは、各金融機関の経営環境、経営実態等に応じた適切なリスク管理態勢が整備されているかについて、メリハリのある検証を行うことである」（金検第369号p.1）とされていることから、リスクマネジメントが中心を占めることは明らかである。

直接的には、統合した次元、保険引受リスク、資産運用リスク、オペレーショナル・リスクが対象であるが、経営管理（ガバナンス）態勢等においても、特に「Ⅰ. 代表取締役、取締役及び取締役会による経営管理（ガバナンス）態勢の整備・確立状況」において随所にリスク、リスクマネジメントが指摘されるように、ガバナンスにおいてもリスクマネジメントが重視される。ただし、「Ⅱ. 内部監査態勢の整備・確立」では、「業務の規模・特性、業務に適用される法令等の内容及びリスク・プロファイルに応じた実効性のある内部監査態勢を整備することが、適切な法令等遵守、適正な保険募集、顧客保護等及びリスク管理に必要不可欠である」

（同p.13）とし、基本的な内部監査体制とリスクマネジメントの密接な関係を指摘するものの、リスク、リスクマネジメントの指摘は限られたものとなる。また、それ以後の法令遵守態勢、保険募集管理態勢、顧客保護等管理態勢の箇所では、リスク、リスクマネジメントはほとんど登場しない。特に、法令遵守態勢のところでは全く登場しないが、これはコンプライアンスがリスクマネジメントの前提とされる関係（小川[2014]）にあるからであろう。すなわち、保険募集管理の目的が「保険募集に関する法令等の順守を確保し適正な保険募集を実現する」（同p.41）ことにあるからで、いわばリスクマネジメントの前提であるコンプライアンスをどうしっかり守るかが問題となるからであろう。顧客保護等管理態勢のところでは、「外部委託先の選定」でオペレーショナル・リスクの観点で指摘されるのみである（同p.89）。これは、その目的がリスクマネジメントと関係の薄

い顧客の保護と利便の向上にあるからと思われる。いずれにしても、経営の根幹に関わるガバナンスで重視すべき事柄の一つとしてリスクマネジメントが捉えられ、具体的な管理では、個別のリスクとして保険引受リスク、資産運用リスク、オペレーショナル・リスクを取り上げ、さらにそれらを統合するリスクマネジメントについて検査を行うというのが、保険検査マニュアルにおけるリスクマネジメントの取り扱いである。そして、この取り扱いにより、わが国の保険事業の業種別リスクマネジメントが形成されているといえよう。それでは、その具体的な中身はどのようなものであろうか。

5. 保険検査マニュアルの内容

保険検査マニュアルで直接リスクマネジメントを取り上げるのは、統合的リスク管理態勢からである。統合的リスク管理を「保険会社の直面するリスクに関して、潜在的に重要なリスクを含めて総体的に捉え、保険会社の自己資本等と比較・対照し、さらに、保険引受や保険料率設定などフロー面を含めた事業全体としてリスクをコントロールする、自己管理型のリスク管理を行う」（同p.103）こととする。なお、リスクと対比するものとして捉えた自己資本等の管理も含むとする。「全社的な観点からリスクを包括的に評価し、適切に管理していくことが重要である」（同p.103）として「全社的」、「包括的」という点が重視され、国際的にもIAISのICPsで統合的リスク管理（ERM）、ORSAを実施するよう監督すべきとされていると国際潮流について言及する（同p.103）。

「統合的リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト」として、「Ⅰ．経営陣による統合的リスク管理態勢の整備・確立状況」、「Ⅱ．管理者による統合的リスク管理態勢の整備・確立状況」、「Ⅲ．個別の問題点」、続いて、財務の健全性・保険計理に関する管理態勢について、別紙としてこれらⅠ、Ⅱ、Ⅲに対してそれぞれ示される。財務の健全性はリスクマネジメントの基本的な目的の一つといえるので、別紙として個別に取り上げるのは当然であるが、財務の健全性を把握するためにも適切な保険計理が

重要であり、保険計理が統合的リスク管理のところで取り上げられていることに注目したい。

ところで、「統合的リスク管理方針の整備・周知」が示されているので、記載すべき項目として指摘されているものを挙げてみよう（図表2参照）。

図表2. 統合リスク管理方針として記載が例示されている項目

取締役	内部監査	管理者	統合的リスク管理部門	個別の問題
<ul style="list-style-type: none"> 統合的リスク管理に関する担当取締役及び取締役等の役割、責任 統合的リスク管理部門の設置 権限付与等の組織体制に関する方針 新規商品等に関する方針 保険契約が持つ解約や更新等のオプションに起因するリスク等、負債特性の分析、評価を行うための方針 負債特性を踏まえた、将来の債務の履行が可能となるような適切な特性を持つ資産の保有を十分に行うための方針 リスク限度枠の設定に関する方針 管理対象とするリスクの特定に関する方針 統合的リスクの評価、評価されたリスクのモニタリング及びコントロールに関する方針 ストレステストの実施に関する方針 十分な自己資本等を維持するための基本方針 自己資本等対比でのリスク許容度に関する方針 自己資本等の充実度の評価における自己資本等及びリスクの定義 自己資本等の充実度の評価、モニタリング及びコントロールに関する方針 資本配賦運営に関する方針 	<ul style="list-style-type: none"> 統合的リスク管理態勢の整備状況 統合的リスク管理方針、統合的リスク管理規程等の遵守状況 業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに見合った統合的リスク管理プロセスの適切性 統合的リスク評価手法の妥当性 データの正確性及び完全性 統合的リスク評価方法で限界及び弱点を踏まえた運営の適切性 負債特性の分析、評価方法の妥当性 負債特性を分析し、保有する負債の状況に応じた適切な特性を持つ資産の保有を十分に行われたるための資産、負債の総合的な管理プロセスの適切性 業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに見合った自己資本等の充実度の評価プロセスの適切性 自己資本等の充実度の評価方法の妥当性 自己資本等の充実度の評価で利用されるデータの正確性及び完全性 自己資本等の充実度の評価における自己資本等及びリスクの定義 自己資本等の充実度の評価、モニタリング及びコントロールに関する方針 資本配賦運営に関する方針 	<ul style="list-style-type: none"> 統合的リスク管理部門の役割 責任及び組織に関する取決め リスク限度枠の設定に関する取決め 統合的リスク管理の管理対象とするリスクの特定に関する取決め 統合的リスク評価方法及び各リスクの評価に関する取決め 統合的リスクをモニタリングする方法に関する取決め 統合的リスク評価方法の定期的な検証に関する取決め ストレステストの実施 リスク資本枠の設定に関する取決め 資産と負債の総合的な管理に関する取決め 保険契約が持つ解約や更新等のオプションに起因するリスク等、負債特性の分析・評価を行うための取決め 負債特性を踏まえた、将来の債務の履行が可能となるような適切な特性を持つ資産の保有を十分に行うための取決め 自己資本等の充実度の評価方法の妥当性 自己資本等の充実度の評価で利用されるデータの正確性及び完全性 自己資本等の充実度の評価における自己資本等及びリスクの定義 自己資本等の充実度の評価、モニタリング及びコントロールに関する方針 資本配賦運営に関する方針 	<ul style="list-style-type: none"> リスクの特定・評価 管理対象とするリスクの特定 各種リスクの評価 リスクの統合的な評価 ストレステスト 資産、負債の総合的な管理 負債特性の分析、評価 負債特性を踏まえた資産、負債の総合的な管理 トータルバランスシートの経済価値評価に基づく場合における資産・負債の総合的な管理 自己資本等の充実度に関する取決め 自己資本等の充実度に関する取決め 自己資本等の充実度に関する取決め 自己資本等の水準の維持 自己資本等の充実度の評価 モニタリング リスク全体の統合的なモニタリング リスク限度枠の遵守状況等のモニタリング 自己資本等の充実の状況のモニタリング 取締役会等への報告 各リスク管理部門への還元 コントロール 管理不可能なリスクが存在する場合の対応 リスク限度枠等を超過した場合等の対応 資産、負債の総合的な管理が十分でない場合の対応 自己資本等の充実度が十分でない場合の対応 検証・見直し リスク管理の高度化 統合的リスク管理方法の検証・見直し 資産、負債の総合的な管理方法の検証・見直し 	<ul style="list-style-type: none"> 資産、負債の総合的な管理 負債特性の把握 各リスクを踏まえた資産、負債の総合的な管理 適切な資産・負債運営 ALMシステム整備 統合的リスク計画手法を用いている場合の検証項目 取締役及び監査役の適切な関与 統合的リスク計画 統合的リスク計画手法に関する記録 監査 リスクを考慮した経営指標の活用 ストレステスト ストレステスト・シナリオの設定 情報開示 財務の健全性、保険計理に関する管理態勢

(出所) 保険検査マニュアルより筆者作成。

図表2では、管理方針として記載すべき事項として、取締役、内部監査、管理者に対しては例示として示されているが、統合的リスク管理部門、個別の問題に対しては例示ではない。しかし、両者に実質的な差はないと思われ、いずれも具体的に求められているものであろう。取締役、管理者については、組織上の地位との関係が重要なため、役割・責任に関するものが含まれ、取締役は「方針」の策定、管理者はその方針に基づく具体的な「取決め」を行う関係にある。リスクマネジメント手法や基本的な管理の姿勢といった点に関わる項目も注目される。いうまでもなく統合的な管理が指向され、負債特殊性の分析・評価を求めて、さらにその負債特性を踏まえた資産の保有を要請していることから、ALM（Asset Liability Management、資産と負債の総合管理）を指向させていることがうかがえる。自己資本等の管理も要請し、ストレス・テスト、リスクのモニタリング、コントロールも要請している。内部監査は、これらの要請事項を当該会社が会社としてきちんと行っているかの確認をするわけであるから、そのために担当部署、担当者の次元できちんと処理がなされているかどうかをみることになるので、管理態勢の整備状況、評価手法の妥当性といった点の監査が求められる。

統合的リスク管理部門は、統合的リスク管理を策定された「方針・取決め」に基づき実行する部署であるから、ここで指摘される項目が、直接的に求められる統合的リスク管理となろう。個別の問題は、特に留意すべき事柄を指摘していると思われる。以上から、個別の問題に留意しながら、統合的リスク管理部門に要請されている項目を取り上げて、保険検査マニュアルが求める統合的リスク管理について掘り下げよう。

「統合的リスク管理部門の役割・責任」として、次のようなことが求められる。

(1) リスクの特定・評価として、4つに分けて要請している。

①管理対象とするリスクの特定

次の5点に分けて、要請している。

(i) 各リスク管理部門から直面するリスクをカテゴリー毎に網羅的に洗

い出させ、統合的リスク管理として管理対象とするリスクを特定する。定量的に把握し難い流動性リスクを含むすべてのリスクの考慮を求めており、保険引受リスク、市場リスク、信用リスク、オペレーショナル・リスクが含まれるものとして具体的に列挙される。

(ii) ソルベンシー・マージン比率の算定の対象外のリスクも管理対象とすべきか検討し、管理対象としない場合は、その影響が軽微であることを確認する。

(iii) 新規商品等に関し、リスク管理部門を通じ、事前に内在するリスクを特定し、新商品委員会等へ報告する。

(iv) 新規買収、投資ポジションの変更などによる事業戦略等の変化に応じたリスク・プロファイルの変化を適時かつ適切に把握する。また、法令改正等の事業環境の重大な変化に応じたリスク・プロファイルの変化を適時かつ適切に把握するため、新たな情報を速やかに入手できる態勢を整備する。

(v) リスクコントロールのために、各リスク間の相互関係を分析する。大幅格下げを原因とした多額の解約による流動性の問題などを例示する。

②各種リスクの評価

次の3点に分けて、要請している。

(i) 各リスク評価・計測手法、前提条件等の妥当性を検討する。また、各リスク管理部門がそれらの妥当性について検討していることを確認することを求めている。ここでは、一律に高度・複雑な手法を求めずに、「各社でとりうる最善の手法」（同p.114）を求めていることが注目される。また、シナリオ法で計測の場合、採用するシナリオは適切か、VaRで計測する場合、計測手法・保有期間・信頼水準等が適切か、トータルバランスシートの経済価値評価で評価している場合、評価方法は適切か、統合リスク計測手法を用いている場合、各リスク計測手法間の整合性は確保されているか、など具体的な手法を挙げながらその適切さを求めていることも注目される。

前者は、保険行政あるいは保険マニュアルが、保険会社の自主性、主体

的な経営を重視する点と整合的である。しかし、一方で今日の保険市場で保険会社として事業活動を行うために必要とされるリスクマネジメントのミニマムな水準というのは存在するのであろうから、マニュアルとしてはそのミニマムの水準を示す必要もある。おそらく後者は、規模別の対応可能性を意識しながら、一種の規模別ミニマムな手法の例示として、示されていると思われる。

(ii) リスクを計量化できない場合、そのリスクを適切に評価する。必要な情報を各リスク管理部門から適時適切に報告させる。

(iii) カバーしているリスク、評価手法及び前提条件を文書化する。

③リスクの統合的な評価

次の3点に分けて要請している。

(i) 各部署、業務委託先等に所在するリスクを含めて、統合的なリスクの評価・計測を求めている。

(ii) 各種リスクを適切な合算方法により統合的に評価・計測する。ここで、「個別の問題点」で指摘される項目を踏まえた各種リスクの合算を求める。

(iii) 適切なストレス・シナリオを想定したストレス・テストを実施する。

④ストレス・テスト

上記③でストレス・テストが出てくるにもかかわらず、わざわざ独立した項目で指摘しているほど重視されているといえよう。次の4点に分けて要請している。

(i) ストレス・テストを実施するにあたって、必要となる専門知識と技術を要する者が関与する態勢を整備する。

(ii) モデルの信頼性について、定期的または必要に応じ随時、検証し、見直しを行う。各リスク管理部門が検証、見直しを行っている場合は、その妥当性を確認する。

(iii) 結果を定期的または必要に応じて随時、十分な検証・分析を行う。各リスク管理部門が行っている場合は、その妥当性を確認する。また、リスク管理に関する具体的な判断に活用する態勢を整備する。

(iv) リバース・ストレス・テストを定期的を実施する。

(2) 資産・負債の総合的な管理

ALMを次の3点から要請する。

①負債特性の分析・評価

負債に含まれているオプションに起因するリスク、予定利率、デフレーション、キャッシュ・フロー等の負債状況について、保険会社の業務の規模・特性及びリスク・プロファイルを踏まえた適切な評価を行う。

②負債特性を踏まえた資産・負債の総合的な管理

負債特性を踏まえた将来の債務の履行が可能となるような適切な特性を持つ資産の保有状況を分析・評価する。また、新規商品の取り扱いに際しては、負債特性やこれを踏まえた資産運用戦略を評価・分析する。

③トータルバランスシートの経済価値評価に基づく場合における資産・負債の総合的な管理

次の2点を要請する。

(i) 経済価値は市場に整合的な原則・手法・パラメーターを用いる方法により導かれる将来キャッシュ・フローの現在価値に基づいて行われることが、望ましい。

(ii) 市場リスク、信用リスク、保険引受リスク、流動性リスクを含む重要なリスクを資産負債管理の枠組みで評価する。

(3) 自己資本等の充実に関する施策の実施

次の2点を要請する。

①自己資本等の充実に関する施策の実施及びモニタリング

経営計画、資本計画等に基づき、自己資本等の充実に関する施策を円滑に実行する。

②自己資本等の水準の維持

次の2点を要請する。

(i) 内部環境及び外部環境の状況並びに前提条件等の妥当性のモニタリングの結果を踏まえ、自己資本等の充実度を評価し、水準維持のための十分な分析・検討を行う。

(ii) 自己資本等の充実度が不十分となる状況を想定して、自己資本等の増強等、実行可能な対応策を分析・検討する。特に、風評リスクの顕在化等により、通常よりも資本調達が困難となる可能性を踏まえて検討する。

(4) 自己資本等の充実度の評価

次の3点を養成する。

(i) 保険会社特有の統合的リスク管理の特徴を踏まえ、業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに見合った適切な自己資本等の充実度の評価を行う。

(ii) ソルベンシー・マージン規制に基づく資本要件を算定するために通常使用される期間よりも長い期間で、自らのリスクと事業を継続するために必要な自己資本等を分析する。

(iii) 中長期の経営戦略を考慮し、将来の財務ポジションの予測を実施し、将来に必要な経済資本及びソルベンシー・マージン規制に基づく資本の要件の充足性を分析する。その際、新規事業計画、最低保証とオプションを含む商品設計や保険料率設定、及び商品販売見通しを考慮し、将来の財務ポジションの予測と将来に必要な経済資本及びソルベンシー・マージン規制に基づく資本の要請の充足性を分析する。

(5) モニタリング

次の5点を要請する。

① リスク全体の統合的なモニタリング

統合的リスク管理方針及び統合的リスク管理規程に基づき、内部環境や外部環境の状況に照らし、リスク全体の状況を統合的に適切な頻度でモニタリングする。また、内部環境及び外部環境の状況並びに前提条件等の妥当性のモニタリングを行う。

② リスク限度枠の遵守状況等のモニタリング

リスク限度枠又はリスク資本枠（資本配賦運営を行っている場合）の遵守状況及び使用状況について、定期的にモニタリングする。

③ 自己資本等の充実の状況のモニタリング

統合的リスク管理方針及び統合的リスク管理規程に基づき、内部環境や

外部環境の状況に照らし、自己資本等の充実の状況を適切な頻度でモニタリングする。また、内部環境及び外部環境の状況並びに前提条件等の妥当性のモニタリングを行う。

④取締役会等への報告

統合的リスク管理方針及び統合的リスク管理規程に基づき、統合的リスク管理の状況、統合的に評価したリスクの状況、及び自己資本等の充実の状況に関して、取締役会等が適切に評価及び判断できる情報を、定期的に又は必要に応じて随時、報告する。

⑤各リスク管理部門への還元

必要に応じて、各リスク管理部門に対し、リスクの状況及び自己資本等の充実度の状況について評価し、分析・検討した結果等を還元する。

(6) コントロール

次の4点を要請する。

①管理不可能なリスクが存在する場合の対応

統合的リスク管理または自己資本等の充実度の評価の対象外とするリスクの影響が軽微でない場合や適切な管理が行えない管理対象リスクがある場合、当該リスクに関連する業務等の撤退・縮小等の是非について意思決定できる情報を取締役会等に報告する。

②リスク限度枠を超過した場合等の対応

リスク限度枠等を超過した場合、速やかに、リスクの削減又はリスク限度枠等の変更の是非について意思決定できる情報を取締役会等に報告する。

③資産・負債の総合的な管理が十分でない場合の対応

資産・負債の総合的な管理が十分でない場合、将来の債務の履行が可能となるような適切な特性を持つ資産の保有を十分に行うための実行可能な対応策を検討し、意思決定ができる情報を取締役会等に報告する。

④自己資本等の充実度が十分でない場合の対応

自己資本等の充実度が十分でない場合、速やかに、資本増強等の実行可能な対応策を検討し、または、対応策の策定部門が異なる場合は、速やかに検討させ、取締役が今後の具体的対応について意思決定できる情報を取

締役会及び取締役会等に報告する。

(7) 検証・見直し

次の3点を要請する。

①リスク管理の高度化

統合的リスク管理方法の限界及び弱点を把握するための検証を実施し、それを補うための方策を検討する。また、限界及び弱点を踏まえ、リスク・プロファイルに見合ったリスク管理の高度化に向けた、調査・分析及び検討を実施する。異なる種類のリスク間における相関（分散効果）、テールリスクの相関が例示される。

②統合的リスク管理方法の検証・見直し

内部環境、外部環境の変化、統合的リスク管理評価方法及び自己資本等の充実度の評価方法の限界及び弱点を把握し、保険会社全体の戦略目標、業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに見合った適切な統合的リスク管理方法であるかを定期的に検証し、見直す。

③資産・負債の総合的な管理方法の検証・見直し

負債特性を分析し、保有する負債の状況に応じた適切な特性を持つ資産を十分に保有するため、外部環境の変化、自己資本等の経営体力の状況、保険会社全体の戦略目標、業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに見合った適切な資産・負債の総合的な管理方法であるかを定期的に検証し、見直す。

以上が統合的リスク管理部門に求められるものである。管理のやり方についてはあまり具体的に記載されていないが、その対象ややるべきことについては、かなり細かいところまで示される。続く「Ⅲ. 個別の問題点」は、ここに記載される事柄で問題が発生した場合、その原因はⅠ、Ⅱいずれの要素の欠如であるかを検証するとしていることから、Ⅰ、Ⅱを補完する関係にあるといえよう。リスクの洗い出しに始まり、分析方法等の妥当性を確認させて行うべきことを記載し、最後に検証・見直しとなっていることから、一連の流れはPDCAサイクルによるのであろう。

それでは、次に個々具体的なリスクマネジメントが取り上げられるので、

それらを見ていこう。まず保険引受リスクについてである。

「保険引受リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト」は、統合的リスク管理態勢と同様、「Ⅰ. 経営陣による保険引受リスク管理態勢の整備・確立状況」、「Ⅱ. 管理者による保険引受リスク管理態勢の整備・確立状況」、「Ⅲ. 個別の問題点」に分けて示される。さらに、細部に入っ
ての構成も、経営陣、管理者によるものは部署が保険引受との関係で営業推進部門が登場するなどが異なるだけで、概ね同様である。Ⅱの2が「保険引受リスク管理部門の役割・責任」となり、統合的リスク管理と同様ここで求められる項目が、直接的に求められる保険引受リスク管理となろう。しかし、統合的リスク管理についての記述が7頁強にも及ぶのに対して、保険引受リスクについてはわずか2頁強に過ぎない。保険引受リスク管理では自己資本等の管理が出てこないといった点に象徴されるように、保険引受リスクは統合的リスク管理の枝葉に過ぎないからであろう。その内容をみる前に、「保険引受リスク」について確認しておこう。

保険検査マニュアルでは、保険引受リスクを「経済情勢や保険事故の発生率等が保険料率設定時の予測に反して変動することにより、保険会社が損失を被るリスクをいう」（同p.151）とする。抽象的に言えば、保険料率設定時に想定した状況に反する変動により損失を被るリスクということであるから、保険料率＝保険価格とすれば、保険価格の妥当性が失われ損失を被るリスクである。すなわち、一種の価格変動リスクとして保険引受リスクを把握していることになる。それでは、その保険引受リスクを管理する保険引受部門には、どのようなことが要請されているのか。

次の（1）リスクの特定・評価、（2）モニタリング、（3）コントロール、（4）検証・見直し、が求められる。統合的リスク管理態勢の「資産・負債の総合的な管理」、「自己資本等の充実に関する施策の実施」が削除されている。

（1）リスクの特定・評価

次の2点を要請する。

①保険引受基準への関与

保険引受基準が商品開発等の時に前提とした募集条件と同じ又はリスクが少ないことを確認する方策を講じる。

②保険引受リスクの特定・評価

次の9点を要請する。

(i) 適切な単位毎に、現在の収支状況の把握・分析及び将来の収支予測などの方法により、定期的に（少なくとも半年に一度）又は随時にリスクを特定・評価する。現在の金利動向や経済情勢、保険事故発生状況等から見て妥当なシナリオによる将来の収支予測をする。

(ii) 保険契約の保障内容毎のポートフォリオを管理することなどによるリスクの分散状況を把握する。

(iii) 最低保証に係るリスクについて把握する。

(iv) 損害保険会社の場合、適切な手法によるリスク計量化により、集積リスク、巨大リスクの予想最大損失額を把握する。

(v) リスク細分型商品のリスクを的確に把握する。

(vi) 第3分野商品についてリスクを的確に把握する。

(vii) 資産と負債の総合的管理を行うため、総合的リスク管理部門、資産運用リスク管理部門と密接に連携し、資産側の必要な情報について把握する。

(viii) 新規商品等の取扱いを行う場合、営業推進部門から不当な影響を受けることなく、顧客ニーズの収益改善面からの妥当性を検討して、事前に内在する保険引受リスクを洗い出し、管理すべきリスクを特定する。

(ix) 保険引受リスクを計量している場合は、計量方法と各種保険引受リスクに関するモニタリング方法及び自己資本等の充実度の評価方法の整合性を確保する。

③再保険に関するリスク管理

次の3点を要請する。

(i) 再保険市場の特性を理解した上で、出再と受再の業務が連携よく会社全体として機能していることを確認する。

(ii) 再保険各部門において、自律的に保有・出再方針及び受再方針の遵

守状況を確認する体制を整備し、各部門とは独立に会社全体で保有・出再方針及び受再方針の遵守状況を確認する体制を整備する。

(iii) 再保険を行う各部門において、報告方法や決裁方法等の規程の順守を確認する。

④関連部門との連携

関連部門と連携して、商品開発等、保険事故発生予測、金利・為替予測、リスク把握、出再保険の締結、責任準備金の積立て、保険商品の販売、保険契約の引受審査等を実施する関連部門での取引内容、分析結果、保険計理人の意見等を検討データとして有効に活用する。

(2) モニタリング

次の2点を要請する。

(i) 保険引受リスク管理方針及び保険引受リスク管理規程に基づき、当該保険会社の内部環境や外部環境の状況に照らし、特定・評価されたリスクの状況を適切な頻度でモニタリングする。また、内部環境及び外部環境の状況並びに前提条件等の妥当性のモニタリングを行う。

(ii) 保険引受リスク管理方針及び保険引受リスク管理規程に基づき、保険引受リスク状況等に関して、取締役会等が適切に評価及び判断できる情報を定期的に又は必要に応じて随時、報告する。

(3) コントロール

次の2点を要請する。

(i) 把握したリスクを分析し、リスクの顕在化が見られるとき又は将来のリスクに変化があるとき等においては、引受基準の変更、責任準備金の追加積立を行う等関連部門が連携して保険引受リスク管理方針に則った適切なリスク・コントロールを行う。

(ii) 保険募集に際し、引受基準等を遵守するよう営業拠点及び保険募集人を指導、管理する。また、実際に遵守していることを確認する方策を講じる。なお、募集状況の管理に際しては、引受基準に反した保険契約を締結できないようなシステムを構築することが望ましい。

(4) 検証・見直し

次の2点を要請する。

(i) 保険引受リスク評価方法の限界及び弱点を把握するための検証を実施し、それを補うための方策を検討する。また、限界及び弱点を踏まえ、リスク・プロファイルに見合ったリスク管理の高度化に向けた、調査・分析及び検討を実施する。

(ii) 内部環境及び外部環境の変化並びに保険引受リスク評価方法の限界及び弱点を把握し、保険会社全体の戦略目標、統合的リスク管理方針、業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに見合った適切な保険引受リスク管理方法であるかを定期的に検証し、見直す。

続いて「Ⅲ. 個別の問題点」であるが、位置づけは統合的リスク管理と同じである。

保険引受リスクの後には、資産運用リスクが取り上げられる。「資産運用リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト」は、構成は「Ⅰ. 経営陣による資産運用リスク管理態勢の整備・確立状況」、「Ⅱ. 管理者による資産運用リスク管理態勢の整備・確立状況」、「Ⅲ. 個別の問題点」で同じであるが、別紙1、2がある点が異なる。このため、統合的リスク管理30頁に対して60頁強にもなっている。別紙1は「個別の問題」として市場リスク管理態勢について、別紙2は信用リスク管理態勢について記載している。わざわざ独立して取り上げているのは、それだけ重視されているからであろう。特に注目すべきは、統合的リスク管理、保険引受リスク管理と同様担当部門に要請される項目であることから、「資産運用リスク管理部門の役割・責任」を取り上げよう。

その前に、資産運用リスクについて確認しておこう。保険マニュアルでは、資産運用リスクを「保有する資産・負債（オフ・バランスを含む）の価値が変動し、保険会社が損失を被るリスクをいう」（同p.165）とする。そして、資産運用リスクは、市場リスク、信用リスク、不動産投資リスクの3つから成るとする（同p.165）。

「資産運用リスク管理部門の役割・責任」として求められるのは、保険引受リスクと同様に、次の4点である。（1）リスクの特定・評価、

(2) モニタリング、(3) コントロール、(4) 検証・見直し、が求められる。

(1) 資産運用リスクの特定・評価

次の6点が要請される。

(i) 全ての資産について、それぞれが持つ市場リスク、信用リスク、不動産投資リスク、流動性リスクを数値化あるいは具体的な形で、かつ重要なグループ会社を含めて（法令等に抵触しない範囲で）特定・評価する。リスク量や時価が客観的に把握できない資産についても評価する。資産運用を外部委託する場合、受託者の資産運用に係るリスクを特定・評価する。

各リスクの特定・評価に当たって、次の留意事項も示している。

イ. 市場リスク

市場のない、もしくは非常に流動性の低い資産を客観的な方法で算出された時価等、リスク管理のために必要な数値を把握し、その算出方法を採用している部門以外の第三者が妥当性を検証する。

客観的な方法で時価を算出できない資産について、その資産を保有することに係るリスクを十分検討する。

ロ. 信用リスク

信用リスクの評価を格付等の外形的基準のみではなく、実質的なリスクについても検討する。

ハ. 不動産リスク

客観的基準に基づいてリスクを把握し、その基準を採用している部門以外の第三者が基準の妥当性を検証する。

ニ. 流動性リスク

流動性リスク管理部門と連携し、資産全体の流動性を把握する。

(ii) 保険引受リスク管理部門と密接に連携を図り、保有する負債の適切な支払いが可能となるように、適切な特性を持つ資産を十分に確保していることを確認する。

(iii) 資産運用リスク管理の対象としないリスクが存在する場合は、その影響が軽微であることを確認する。

(iv) 新規商品の取扱い、新規の商品の購入、海外拠点・子会社での業務の開始等を行う場合に、事前に内在する資産運用リスクを洗い出し、資産運用リスク管理の対象とすべきリスクを特定する。

(v) 各リスク評価・計測手法、前提条件等の妥当性について検討する。または、各リスク管理部門がそれらの妥当性について検討していることを確認する。以下の項目を例示するが、統合的リスク管理と同様であり、規模別に採用する方法の違いを意識していると思われる。

リスク量をシナリオ法で把握している場合は採用するシナリオの適切性、経済価値評価で計測している場合は経済価値の評価方法の適切性、VaRで計測している場合は計測手法・保有期間・信頼水準等の戦略目標、リスクプロファイルに応じた適切性を検討する。

(vi) リスクを計量化できない場合に、影響度の段階的評価や管理・制御水準の自己評価等を行う等、資産運用リスク管理の管理対象とする各種リスクを適切に評価する。

(2) モニタリング

次の4点を要請する。

①資産運用リスクのモニタリング

資産運用リスク管理方針及び資産運用リスク管理規程に基づき、当該保険会社の内部環境や外部環境の状況に照らし、特定・評価されたりリスクの状況を適切な頻度でモニタリングする。また、内部環境及び外部環境の状況並びに前提条件等の妥当性のモニタリングを行う。

②限度枠の遵守状況等のモニタリング

適切に限度枠の遵守状況と使用状況をモニタリングする。

③取締役会等への報告

資産運用リスク管理方針及び資産運用リスク管理規程に基づき、資産運用リスク状況等に関して、取締役会等が適切に評価及び判断できる情報を定期的に又は必要に応じて随時、報告する。

④各リスク管理部門への還元

必要に応じて、市場リスク管理部門、信用リスク管理部門、不動産投資

リスク管理部門等に対し、資産運用リスクの状況について評価し、検討した結果等を還元する。

(3) コントロール

次の2点を要請する。

①管理不可能な資産運用リスクが存在する場合の対応

資産運用リスク管理の管理対象外とするリスクの影響が軽微でない場合や適切な管理が行えない管理対象外とするリスクがある場合、当該リスクに関連する業務等の撤退・縮小等の是非について意思決定できる情報を取締役会等に報告する。

②限度枠を超過した場合の対応

限度枠を超過した場合は、速やかに、ポジション、リスク等の削減等の是非について意思決定できる情報を取締役会等に報告する。

(4) 検証・見直し

次の3点を要請する。

①リスク管理の高度化

資産運用リスク管理評価方法の限界及び弱点を把握するための検証を実施し、それを補うための方策を検討する。また、限界及び弱点を踏まえ、リスク・プロファイルに見合ったリスク管理の高度化に向けた調査・分析及び検討を実施する。

②資産運用リスク管理方法の検証・見直し

保険会社の資産と投資行動がその負債特性やリスク特性及びソルベンシーの状況に適合していることを確保するため、内部環境及び外部環境の変化並びに資産運用評価方法の限界及び弱点を把握し、保険会社全体の戦略目標、業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに見合った適切な資産運用リスク管理方法であるかを定期的に検証し、見直す。

③戦略目標等の妥当性の検証

保険会社の資産と投資行動がその負債特性やリスク特性及びソルベンシーの状況に適合していることを確保するため、戦略目標等の妥当性について検証する。また、資産運用リスクの状況と実際の損益動向とを比較す

ることによって、リスク・リターン戦略等の妥当性について検証する。取締役会等が戦略目標等を見直すに当たり必要となる情報を提供する。

続く「3. 個別の問題」は前述のとおり、他と同様であるが、市場リスク管理態勢、信用リスク管理態勢をそれぞれ別紙1、2と独立して扱っているため、個別の問題は残りの不動産投資リスク管理態勢を取り上げる。別紙1、2に独立した市場リスク管理態勢、信用リスク管理態勢については、「Ⅰ. 経営陣による市場リスク管理態勢の整備・確立状況」、「Ⅱ. 管理者による市場リスク管理態勢の整備・確立状況」、「Ⅲ. 個別の問題点」の構成をとって示される。ここでは詳細に見ることはせず、ポイントのみ指摘する。

別紙1では、主な市場リスクとして金利リスク、為替リスク、価格変動リスクを挙げているのが注目される（同p.181）。しかも、金利リスクを「金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスク」（同p.181）とし、また、為替リスクを「外貨建資産・負債についてネット・ベースで資産超又は負債超ポジションが造成されていた場合に、為替の価格が当初予定されていた価格と相違することによって損失が発生するリスク」（同p.181）としているように、ネットのポジションとして捉えている。経営陣への要請では、牽制機能が発揮される態勢整備が重視されている。また、運用担当者の取引状況の24時間録音と定期的な抽出等の方法により録音内容と取引内容の照合等を要請しており、かなり細かな具体的な要請が注目される。これらは、過去市場取引で巨額な損失事件が金融機関のみならず企業、公的組織などにも見られたため、こうした損失事件の防止が目的であろう。さらに、管理の対象、方法についても、金利リスクの発生源としてイールドカーブ・リスク、ベシス・リスク、オプション性リスク（同p.189）、オプションについてベガ・リスク、ガンマ・リスク（同p.190）、一例ではあるが分析手法で感応度分析（デュレーション、ベシス・ポイント・バリュウ）、Earning at Risk（同p.191）などを指摘する。

別紙2では、信用リスク管理態勢について、「Ⅰ. 経営陣による信用リスク管理態勢の整備・確立状況」、「Ⅱ. 管理者による信用リスク管理態勢の整備・確立状況」、「Ⅲ. 個別の問題点」の構成で示される。信用リスクを「信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランス資産を含む）の価値が減少ないし消失し、保険会社が損失を被るリスクである」（同p.210）とする。カントリー・リスクについても、特記している。審査部門と融資部門からの独立、クレジット・リミットの設定、問題債権の管理など、かつての不良債権問題を踏まえた項目が中心である。信用リスク管理手法については、市場リスクほど細部にわたった記述はない。信用リスク量を織り込んだプライシングの充実のためには、計量手法が重要であるものの、中心はリスクの集中を避けることにあるので、市場リスクほどに計量技術が必要とされないからであろう。

以上が市場リスク管理態勢、信用リスク管理態勢についてのポイントであるが、営業政策的な投融資に関する指摘がないのが不思議である。金融市場が自由化され、また、日本特有の系列取引、あるいは、都市銀行を中核とした金融集団の存在自体が希薄になってきているものの、保険営業と関連した投融資は全く無視できるほどではないであろう。営業政策的投融資を色分けせずとも、リスク管理はできるということなのか。

続く、オペレーショナル・リスクについてみてみよう。「オペレーショナル・リスク等管理態勢の確認検査用チェックリスト」も、構成は同じように「Ⅰ. 経営陣によるオペレーショナル・リスク等管理態勢の整備・確立状況」、「Ⅱ. 管理者によるオペレーショナル・リスク等管理態勢の整備・確立状況」、「Ⅲ. 個別の問題点」である。「オペレーショナル・リスク等」とは、次の4つをいい、それぞれ適切に管理することを「オペレーショナル・リスク等管理」というとする（同p.225）。

- ① 役職員等が正確な事務を怠る、あるいは自己・不正等を起こすことにより保険会社が損失を被るリスク＝事務リスク
- ② コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備等に伴い保険会社が損失を被るリスク＝システムリスク

③資金の確保に通常よりも著しく低い価格での取引を余儀なくされることにより被るリスク＝資金繰りリスク及び市場の混乱等によって取引できない等の市場流動性リスク

資金繰りリスク＋市場流動性リスク＝流動性リスク

④その他保険会社がオペレーショナル・リスクと定義したリスク＝その他オペレーショナル・リスク

このようにリスクを把握するので、管理方針も「オペレーショナル・リスク等管理方針」、「事務リスク管理方針」、「システムリスク管理方針」、「流動性リスク管理方針」の4つを定めることを求める。事務リスク、システムリスク、流動性リスクの計量化については、まだ確立していないので記載しない（同p.225）。したがって、Ⅱでは事務リスク、システムリスク、流動性リスクの管理態勢について示す。事務リスク管理態勢については、人員配置や組織の相互牽制などが重視される。システムリスク管理態勢では、リスク評価、モニタリングなどが重視される。近年ますます重要となってきた外部者による情報盗難、内部者による情報漏洩などについては、「Ⅲ. 2. システムリスク管理態勢」で取り上げる。流動性リスク管理態勢は、計量化が難しいもののある程度具体的な数字で捉えなと実効性が上がらないため、リスク量よりも資金逼迫度の状況を日頃から把握し、流動性危機時を含めて資金量の確保ができる態勢づくりを指向する。

以上本文で262頁となっており、263頁から268頁が「付属資料 実地調査用チェックリスト」、269頁から321頁は「付属資料 資産査定及び焼却・引当の確認検査用チェックリスト」である。

6. 保険事業の業種別リスクマネジメント

保険検査マニュアルは321頁もあり、直接リスクマネジメントに関わるだけでもかなりの量である。具体的に書かれているところもあるが、会社組織でリスクマネジメントを機能させるために、経営陣、管理者、現場といった組織毎の、また、それらを相互関連させることを行いながら細部にわたって網羅的に記載しているため、大変な量になっている。保険会社

の主体性を重視するため、「本マニュアルのチェック項目の水準の達成が保険会社に直ちに義務付けられるものではない。本マニュアルの適用にあたっては、保険会社の規模や特性を十分踏まえ、機械的・画一的な運用に陥らないように配慮する必要がある」（同p.2）とされるように、保険マニュアルが保険会社に強制されるわけではない。したがって、保険会社に一律に画一的に適用されるわけではないので、その分業界の標準としての具体性には劣るが、保険検査マニュアルに沿ったリスクマネジメントが求められるという点において、保険事業の業種別リスクマネジメントと位置付けられよう。

一般論として業種別リスクマネジメントが有効であるのか別途考察が必要であるが、少なくとも保険事業においては重要であり、本稿では規制、行政との関係で業種別リスクマネジメントを把握した。次の課題としては、この業種別リスクマネジメントが保険会社個社別のリスクマネジメントにどのように反映し、個社の自主的なリスクマネジメントがどのように展開されているかの分析である。これは、保険会社のリスクマネジメントのケース・スタディとなろう。これを次なる課題として提示して、本稿の結びとしたい。

参考文献

- COSO (The Committee of Sponsoring Organizations of the Treadway Commission) [1994], *Internal Control—Integrated Framework*.
——[2004], *Enterprise Risk Management—Integrated Framework*.
Doherty, N.A. [2000], *Integrated Risk Management*, McGraw-Hill [森平爽一郎＝米山高生監訳[2012], 『統合リスクマネジメント』中央経済社].
林良造＝損害保険ジャパン＝損害保険ジャパンリスクマネジメント編 [2010], 『ケースで学ぶERMの実践』中央経済社。
河合美宏[2000], 「新世界金融システムの構築と保険監督者機構 (IAIS) の役割」 『損害保険研究』第61巻第4号、損害保険事業総合研究所。

河合美宏[2011], 「国際保険規制の最近の進展」 『損害保険研究』 第72巻第4号、損害保険事業総合研究所。。

河合美宏[2012a], 「金融システムの安定と保険」 『共済と保険』 第54巻第2号、共済保険研究会。

河合美宏[2012b], 「国際金融規制改革の動向」 『損害保険研究』 第73巻第4号、損害保険事業総合研究所。。

金融庁[2008a], 「金融サービス業におけるプリンシプルについて」。

金融庁[2008a], 「金融サービス業におけるプリンシプル（別紙1）」。

金融庁[2014], 「保険検査マニュアル」。

小林薫＝牛窪健一＝岡崎康雄＝金古俊秀[2001], 「金融サービス業に関する規制・監督のハーモナイゼーションの過程における保険事業」 『安田クォーターリー』 38号、安田総合研究所。

来住慎一[2008], 「国際保険監督規制の最近の動向」 『生命保険経営』 第76巻第4号、生命保険経営学会。

松本一成監修[2014], 『業種別リスクマネジメント—業種別にリスクを見れば、保険提案がこんなに変わる』 新日本保険新聞社。

三輪純平＝竹内秀輝[2014], 「今後の国際規制の日本の保険会社への影響」 『リスクと保険』 第10号、日本保険・年金リスク学会。

みずほ証券バーゼルⅢ研究会編[2012], 『詳解 バゼルⅢによる新国際金融規制』 中央経済社。

小川浩昭[2014], 「リスクマネジメントの周辺」 『西南学院大学商学論集』 第61巻第4号、西南学院大学学術研究所。

大久保亮[2005], 「IAIS（保険監督者国際機構）の最近の動向について—保険基本原則と主要3分野を中心に」 『生命保険経営』 第73巻第2号、生命保険経営学会。

(2015年1月稿)